

第35回 壬生町農業委員会総会議事録

令和2年5月20日（水）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和2年5月20日（水）午前10時00分から午前11時30分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 10人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 0人
※新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員の出席は見合わせた。
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 会務報告について
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
 - 議案第3号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について
 - 議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
 - 議案第5号 農地所有適格法人の申請の件について
 - 報告第1号 非農地証明願の件について
 - 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
 - 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
 - 報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願の件について
 - その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、農地調整係長 宇賀神尚、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要
令和2年5月20日（水）【午前10時開会】

●局長 定刻になりましたので、令和2年第35回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 田植え等々でお忙しい中、ご出席ありがとうございます。テレビをつければ、また、新聞を開けば新型コロナのことばかりで、全国で17,071名、栃木県内で62名ということで、なかなか収束を迎えられない問題ではありますが、壬生町はゼロということで、そういうなかでは安心していますが、皆さんとともに努力してゼロになるよう努力していきたいと思っておりますので、いろいろな形でご協力をお願いします。

それでは総会を開会したいと思います。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、5番 大橋幸子 委員、6番 清水利通 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡局長補佐と宇賀神係長を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

○事務局長

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

- ・4月28日(火) 県常設審議委員会が、とちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長と宇賀神尚係長が出席いたしました。
- ・5月11日(月) 新規就農認定審査会が役場正庁において開催され、梁島源智会長、早乙女誠職務代理、琴寄成人農業委員、清水利通農業委員、刀川正己農業委員、事務局から宇賀神尚係長と私が出席いたしました。
- ・5月15日(金) 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場委員会室及び現地において開催され、梁島源智会長、琴寄成人農業委員、刀川正己農業委員、事務局から宇賀神尚係長と私が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括して議案の説明と朗読をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

5/1(金)締切りの時点で、4件の申請がございました。それでは議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ 自作地49㌥ 借受地22㌥
譲受人 _____ 自作地212㌥

(土地の表示)

壬生町大字七ツ石 _____ 畑 555㎡

売買による所有権移転 稼動 3人

第2項

譲渡人 _____ 自作地43㌥ 借受地9㌥
譲受人 _____ 自作地212㌥

(土地の表示)

壬生町大字七ツ石 _____ 田 247㎡
壬生町大字七ツ石 _____ 田 697㎡
壬生町大字七ツ石 _____ 田 568㎡
合 計 1512㎡

売買による所有権移転 稼動 3人

第3項

貸 人 _____ 自作地316㌥ 貸付地5㌥
借 人 _____ 自作地316㌥ 貸付地5㌥

(土地の表示)

壬生町大字助谷	_____	田	2 1 8 7 m ²
壬生町大字助谷	_____	田	5 3 0 4 m ²
壬生町大字助谷	_____	田	1 4 8 4 m ²
		合 計	8 9 7 5 m ²

稼働 3人

第3項

譲渡人 _____ 自作地 6 4 畝
譲受人 _____ 自作地 1 3 6 畝 借受地 7 1 畝

(土地の表示)

壬生町大字安塚	_____	田	1 4 2 8 m ²
壬生町大字安塚	_____	田	5 0 6 7 m ²
		合 計	6 4 9 5 m ²

売買による所有権移転

稼働 2人

・・・なお、第1項から第4項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上、説明いたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

●1番 琴寄成人 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

第1項の案件について、去る5月17日に譲受人の父の_____氏立会いのものと、清水利通農業委員、青木幸一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 琴寄成人 委員

●1番 琴寄成人 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

第2項の案件について、去る5月17日に譲受人の父の_____立会いのもと、清水利通農業委員、青木幸一農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしております。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 中川久枝 委員

●9番 中川久枝 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

第3項の案件について、去る5月11日に貸人_____氏立会いのもと、大橋幸子農業委員、川嶋敏雄農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 大久保幸雄 委員

●7番 大久保幸雄 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

第4項の案件について、去る5月11日に譲受人_____氏立会いのもと、大橋好一農業委員、中川義人農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い確認しましたが、何ら問題は無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書3ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

5/1（金）締切りの時点で、4件の申請がございました。議案に従いましてご説明いたします。

第1項

貸人 _____ (国谷2-3)
借人 _____ (壬生町) _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字国谷 _____ 田 408㎡
専用住宅敷地
使用貸借権の設定50年間

第2項

賃貸人 _____ (下野市)
賃借人 _____ (下野市)

(土地の表示)

壬生町大字上田 _____ 田 3874㎡
園芸用土採取
賃借権の設定 1年間

第3項

貸人 _____ (安塚1-1)
借人 _____ (鹿沼市) _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字安塚 _____ 田 487㎡
専用住宅敷地
使用貸借権の設定 30年間

第4項

賃貸人 _____ (安塚1-2) _____ (安塚1-2)
賃借人 _____ (北原)

(土地の表示: _____)

壬生町大字安塚_____	畑	182㎡
壬生町大字安塚_____	畑	262㎡
壬生町大字安塚_____	畑	264㎡

(土地の表示: _____)

壬生町大字安塚_____	畑	964㎡
	合計	1672㎡

園芸用土採取

賃借権の設定 1年間

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る5月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 琴寄成人 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 1番 琴寄成人 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法 第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、5月15日(金)に私と、梁島 源智会長、刀川 正己委員、大垣 仁美 事務局長、宇賀神 尚 係長の5名で調査いたしました。

農地法 第5条の規定による許可申請 第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____の北側に位置する農地で、立地基準は、農地の集团的広がりがないため第2種農地に該当します。事業計画書によりますと、申請者は現在、町内のアパートに住んでおりますが、昨年長男が誕生し、戸建住宅の建築を検討していたところ、妻の父から土地を提供してもらえらることとなり、所有地及び周辺の土地から検討した結果、他に適した土地がないため、申請地を適正地として選定しました。

給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理する予定で、雨水は敷地内自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円については、金融機関からの融資で対応するため、金融機関の住宅ローン事前審査承認結果通知が添付されて下ります。また開発許可については栃木土木事務所との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 琴寄成人 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は県道 宇都宮栃木線 _____ から西に約500メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネット等を施すようになっております。断面図では、最大3.3mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内にあります、(有) _____、(有) _____、(有) _____ に出荷する予定となっております。埋戻しの用土は、下野市内の(株) _____ から調達予定であります。なお、転用実績については、前々回地は農地への復元が完了しており、前回地は埋戻しが80%まで完了している状況となっております。隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類及び現場の写真も添付されており、事業資金 _____ 万円については自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当し、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ること及び使用する道路の保全等について厳重に指導し、借借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○8番 大橋好一 委員

前回保留になった園芸用土採取の状況と同じかと思うんですけど。申請者は、自分で掘るのですか。それとも委託するのでしょうか。前回の埋め戻し80%、前々回地の埋め戻しについて終了しているとのことですが、だれがやった実績なのか？申請者の方の実績なのか？

○事務局（宇賀神係長）

賃借人である_____氏が、株式会社_____が所有する機材において賃貸借で契約を結び、その機材を使って作業を行うということで確認しています。前回、前々回の実績についても、_____氏本人申請による実績となっております。

○8番 大橋好一 委員

個人名義で機材を借りて、園芸用土を売るということだと思いますが、前回保留したものと全く同じケースだと思います。調査報告の中には、機械を調達する経過も入れてもらった方がいいかと思うのですよね。実際、申請本人が掘るのか会社が掘るのか全くわからない。事務局の受付段階で実績等は確認していると思うのですが、これだと、前回保留にしたことが生かされていない。実際、個人でやるのか会社でやるのか。園芸用土に関しては、議会でも取り上げられたように、いい農地が掘り返したことにより格が下がるということもあると思うので、実際にはどうやるのかという計画的なことは文書の中に残した方がいいかなと思うのですがね。

○議長 園芸用土の採取に関しては新しい体制になったら、中身的な事とかを皆さんで協議して決めていった方がいいかと思います。

○7番 大久保幸雄 委員

提出する書類の中に本当に申請者が掘削するのか、業者と委託を結んで掘削するのかをはっきり書いてもらいたいのではないのでしょうか。

○議長 新たな体制ができれば協議してもらおう場を作ることではどうですか。

○6番 清水利通 委員

この問題については現在の農業委員会の当初から優良農地が無作為に採取されている。これ、何とか抑えることができないかという議論をしたことがある。優良農地を守るということであれば、何らかの条例でもなければ。農振地域として進めていくというのであれば、許可を下ろさないというように町も対応していかないと。次期委員会というのがありますが、今期の委員会でもそういう話し合いをした経過があるけれど、一向に良くはならないという実態がある。

園芸用土だけではなく、太陽光も絡みがあると思う。無作為に建てられてもというのがある。

○議長 いずれにせよ、今後また皆さんにご協力いただいて、改善する方向でよろしいですか。農業委員だけで済まなければ議員さんにも入っていただいて検討していかなくては駄目だと思いますので。

○5番 大橋幸子 委員

来期の委員さんという話が出ていますが、これをずっと次回次回と送り込んでも、

何も結論が出ないままになってしまい、今の委員さんで方向性ができているなら、今の委員さんで何かをやっていかないと引継ぎとしてはうまくいかないと思いますので、時期の委員会に引き継ぐ前に基本を今の委員会で形として残した方がいいかと思います。前回の問題も今回の問題も何の問題意識もないということになってしまうと思いますので。

○議長 ありがとうございます。いずれにしても、今回の総会ですぐに決めるというのは不可能なので、今期の委員でやるのか、時期の委員でやるのかというのは何人かの委員で協議したいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(賛成多数)

○議長 賛成多数ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、5月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願ひいたします。

●1番 琴寄成人 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、県道 宇都宮栃木線 _____ から南西に約700メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がり10haを超えるため、第1種農地となります。事業計画書によりますと、申請者は現在、鹿沼市内のアパートに住んでおりますが、昨年長男が誕生し、現在の住居が手狭になり、戸建住宅の建築を検討していたところ、妻の祖母から土地を提供してもらえらることとなり、所有地及び周辺の土地から検討した結果、他に適した土地がないため、申請地を適正地として選定しました。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理する予定で、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金 _____ 万円については、金融機関からの融資で対応するため、金融機関の住宅ローン事前審査承認結果通知が添付されております。申請地は元々農振農用地であります。令和2年1月20日付で農振除外が許可されており、また開発許可についても栃木土木事務所との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地の転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第4条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第4項案件について事務局より補足説明があります。

●事務局 議案書説明〔宇賀神農地調整係長〕

第4項案件について、補足させていただきます。この第4項案件につきましては、先月の総会で許可保留となった3案件の1つであります。採取した園芸用土の販売先及び機材の調達が同じで、実際の施工者が不明確であるということで許可保留となりましたが、先月の総会后、_____に確認をいたしまして、_____の機材は使用しますが、あくまでも各案件の申請者が主体となって各事業を行うということを確認いたしました。地元の篠原委員にも_____に行ってもらい、確認をしていただきました。また、事業の工程表を提出させたところ、3案件とも5月・6月から取りかかるわけではなく、同じ機材を使うこともあって、一つの現場の掘削が終わったら、次の現場の掘削、また次というように実際の作業期間が異なっていることが分かりました。よって6月から掘削開始予定の___氏の案件をこの5月に再度かけさせていただきました。残りの2案件につきましては、作業開始まで期間がありますので、いったん申請を取り下げさせ、近くなったら再度申請してもらい形になる予定であります。5条許可申請の取り下げにつきましては、この後の日程第10報告第4号におきまして、ご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長 この案件については篠原委員に_____に行ってもらい、色々交渉していただきありがとうございます。

それでは、第4項案件について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。
本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- 議長 次に、日程第4の議案第3号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細（農用地区域内の1haを超える土地の用途区分の変更）1番から17番について、一括し、事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書4ページ・5ページの議案第3号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について、ご説明いたします。今回、1件の申請がございました。議案書5ページになります。農用地区域内の1haを超える土地の用途区分変更による農用地区域の変更で、

1. 国谷 _____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が、1,467 ㎡ 所有者が _____ 氏、利用予定者が _____
2. 国谷 _____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が、2,933 ㎡ 所有者が _____ 氏、利用予定者が _____
3. 国谷 _____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 149 ㎡ 所有者が _____ 氏、利用予定者が _____
4. 国谷 _____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 3,054 ㎡ 所有者が _____ 氏、利用予定者が _____
5. 国谷 _____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 2,763 ㎡ 所有者が _____ 氏、利用予定者が _____
6. 国谷 _____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 1,447 ㎡ 所有者が _____ 氏、利用予定者が _____
7. 国谷 _____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 1,884 ㎡ 所有者が _____ 氏、利用予定者が _____
8. 国谷 _____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 2,409 ㎡ 所有者が _____ 氏、利用予定者が _____
9. 国谷 _____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 2,304 ㎡ 所有者が _____ 氏、利用予定者が _____
10. 国谷 _____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 1,828 ㎡ 所有者が _____ 氏、利用予定者が _____
11. 国谷 _____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 1,990 ㎡ 所有者が _____ 氏、利用予定者が _____

12. 国谷_____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 1,603 m² 所有者が_____氏、利用予定者が_____
13. 国谷_____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 1,451 m² 所有者が_____氏、利用予定者が_____
14. 国谷_____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 687 m² 所有者が_____氏、利用予定者が_____
15. 国谷_____ 地目が田で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 6,783 m² 所有者が_____氏、利用予定者が_____
16. 国谷_____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 981 m² 所有者が_____氏、利用予定者が_____
17. 国谷_____ 地目が畑で農業用施設用地から農用地への変更
面積が 1,983 m² 所有者が_____氏、利用予定者が_____

合計 35,776 m²となっています。

この案件につきましては、元々(有)_____が_____をやるために取得する予定であった土地について、令和2年1月 農用地から農業用施設用地へ用途区分を変更いたしました。_____を断念することとなり、同じ場所で飼料用トウモロコシを作ることとなりました。よって当該申請地の用途区分を農業用施設用地から農用地に再び変更することとなったものであります。前回、農業用施設用地に変更して以降、手を加えておらず、現状が農用地のままとなっておりますので、今回については現地調査を行っておりません。資料として、現況写真を資料として付けさせていただきましたので、ご確認いただければと思います。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号農用地区域の変更明細（農用地区域内の1haを超える土地の用途区分の変更）1番から17番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号農用地区域の変更明細（農用地区域内の1haを超える土地の用途区分の変更）1番から17番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 議案書説明〔宇賀神農地調整係長〕

議案書6ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明いたします。

議案書7ページのとおり、2件・5筆・面積合計が12,634㎡となっております。

利用権の再設定、賃借権分についてご説明いたします。

議案書8・9・10ページのとおり、1件・33筆・面積合計が16,598㎡となっております。

利用権の再設定、使用賃借権分についてご説明いたします。

議案書11ページのとおり、1件・12筆・面積合計が7,409㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第6の議案第5号「農地所有適格法人申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の説明及び5月11日に開催いたしました新規就農認定審査会での審議状況などについて説明願います。

●事務局 議案書説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書12ページの議案第5号 農地所有適格法人の申請の件についてご説明いたします。今回、新規就農の認定申請が1件ございました。第1項についてご説明いたします。

申請人は(有)_____、申請理由につきましては、輸入の飼料用トウモロコシは価格の変動率が大きいことから、国内で生産し、飼料を安定供給していくことが必要であり、壬生町で農地を取得し、飼料用トウモロコシの栽培に取り組んでいきたいと考え、今回の申請に至った次第でございます。就農予定地は、記載しております合計28筆 44,589㎡で、売買により取得予定となっております。新規就農の審査日は令和2年5月11日で、審査結果といたしましては、農業従事者たる役員・構成員に農業経験があり、販路も確保されていることから、計画どおり営農開始することが可能と見込まれ、認定やむなしの判断となっております。_____を行わなかった_____がその土地で飼料用のトウモロコシを作付けするというので、3条で土地を取得することになるのですが、3条での土地取得に農地所有適格法人の認定が必要であることから、今回の申請があったものです。以上でございます。

○議長 ただいま事務局より説明がありましたが、第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号第1項について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号第1項は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長 次に、日程第7、報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の13ページの3件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●8番 大橋好一 委員（現地調査の結果報告）

【4月1日に、戸崎浅一委員と現地調査】

株式会社_____の土地です。50年頃からということですが、もっと前からだと思いますが、山林として桐の木等樹木も植わっていて、畑ではありません。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 続いて、第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●6番 清水利通 委員（現地調査の結果報告）

【4月6日に、戸崎浅一推進委員と現地調査】

記載どおり昭和50年ごろから山林化していることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 続いて、第3項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●9番 中川久枝 委員（現地調査の結果報告）

【4月10日に、桑川喜幸推進委員と現地調査】

申請どおり、昭和52年に居宅新築の際、農地の一部にかかってしまい、その後小屋を建ててしまい宅地として使用しているとのこと。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第3項について、発言のある方は挙手をお

願います。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に日程第8の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読を致させます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の14ページ、15ページの6件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第9の報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の16ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第10の報告第4号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げの件について」、事務局長より報告事項の説明をいたさせます。

●局長 報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いの件について」は本日お手元に追加させていただいた案件をご覧ください。

先月の総会で保留となりました議案第2号第1項について、賃貸人_____氏・賃借人 _____氏より4月31日付けで農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願いが提出されましたので同日付で受理いたしました。

また、同議案第2号第4項につきましても、賃貸人 _____氏・賃借人 _____氏より4月31日付けで取下げ願いが提出されましたので、同日付で受理いたしました。

取下げ理由については、先ほど、宇賀神係長より説明があったとおり、工期予定が先となりますので、近くなりましたら再度申請するとのことです。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。

「その他第1項 農地利用最適化推進委員の委嘱」についてを議題としますので、事務局より説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔岡局長補佐〕

農地利用最適化推進委員選考基準に則り説明。

15名の募集に対し、15名の応募。

(候補者名簿の読み上げ)

○議長 ただいま説明がありました農地利用最適化推進委員の委嘱について、発言のある方は挙手を願います。

○議長 それでは、「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、ただいま候補者となっている15名の方に委嘱することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、「農地利用最適化推進委員の委嘱」については、候補者となっている15名の方に委嘱することに決定いたします。

○事務局 岡局長補佐 その他2～を説明

2. 令和3年度農林関係税制改正要望の提出について
3. 農業委員・農地利用最適化推進委員懇親会について⇒6/20（土）正午
4. 旅行積立・親睦会費の返還について⇒7/17（金）の総会前に写真撮影を行い、撮影後積立金の返金

事務連絡

1. 農業委員・農地利用最適化推進委員集合写真(退任)について
⇒6/19（金）9：30から 上着着用・委員章額を付ける
2. 6月分報酬、7月分報酬について⇒親睦会費・旅行積立の天引きを中止

○事務局 宇賀神農地調整係長

その他

1項 非常災害応急対策及び復旧にともなう農地法適用除外届について、ご説明いたします。こちらにつきましては、昨年10月の台風19号により、東武宇都宮線の線路の盛り土が一部崩れた箇所がございました。場所は壬生町安塚と宇都宮市幕田町の境で、姿川の少し北の線路下となります。この復旧工事を行うため、工事用車両の進入路及び車の置場として一部農地を利用したいという相談が（株）_____よりございました。令和元年11月1日付の農林水産省農村振興局長より、「台風19号の被害によるライフラインに係る復旧事業については、農地法の規制対象外とする」通知が出されております。これに基づきまして、対象農地の転用許可は不要とし、災害復旧に伴う農地法適用除外届が提出されておりますので、ご報告させていただきます。なお、場所が壬生町と宇都宮市に跨っているため、宇都宮市農業委員会に対しても同様の届出がされております。以上でございます。

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

（発言なし）

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和2年第35回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前 11 時 30 分閉会】

議事録署名委員

議 長 _____

5 番 _____

6 番 _____